

亀山市告示第63号

亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱の一部を改正する告示

亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱（令和2年亀山市告示第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 この告示は、経済的困窮、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題を抱える市民（以下「生活困窮者等」という。）に対する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。）<u>第106条の4第2項第5号及び同法第106条の6第1項</u>の規定に基づき、亀山市相談支援包括化サポート会議（以下「サポート会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 サポート会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(3) 市が委託する<u>亀山市地域福祉力向</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この告示は、経済的困窮、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題を抱える市民（以下「生活困窮者等」という。）に対する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。）<u>第106条の3第1項第3号</u>の規定に基づき、亀山市相談支援包括化サポート会議（以下「サポート会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 サポート会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(3) 市が委託する<u>地域福祉力強化推進</u></p>

<p><u>上重層的支援体制整備事業</u>の受託者 (以下「受託者」という。)が中心 となって作成した支援計画の内容の 妥当性の確認</p> <p>[(4) ~ (8) 略]</p>	<p><u>事業</u>の受託者 (以下「受託者」とい う。)が中心となって作成した支援 計画の内容の妥当性の確認</p> <p>[(4) ~ (8) 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。